

通商産業委員會議録 第十八号

昭和二十九年三月三日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君
 理事小平 久雄君 理事中村 幸八君
 理事福田 一君 理事山手 満男君
 理事永井勝次郎君 理事加藤 鏡造君
 小金 義照君 始関 伊平君
 田中 龍夫君 馬場 元治君
 村上 勇君 笹本 一雄君
 長谷川四郎君 柳原 三郎君
 齋木 重一君 帆足 計君
 伊藤卯四郎君 中崎 敏君
 川上 貫一君

出席政府委員

総理府事務 長村 貞一君
 官(経済審 議庁次長)
 通商産業 古池 信三君
 政務次官
 通商産業 中島 征帆君
 官(公益事業局長)
 委員外の出席者 志場喜徳郎君

大蔵事務官

志場喜徳郎君

通商産業事務 吉田 剛君
 官(公益事業 局長)
 専門員 谷崎 明君
 専門員 越田 清七君

三月二日

委員加藤清二君及び上林興市郎君辞任につき、その補欠として佐々木更三君及び帆足計君が議長の指名で委員に選任された。

電力料金値上げ反対に関する請願

第一類第十一号 通商産業委員會議録第十八号 昭和二十九年三月三日

(花村四郎君紹介)(第二六九三号)の審査を本委員会に付託された。
 二月二十七日

日中貿易促進に関する陳情書(岸和田市議會議長杉本安太郎)(第一三〇五号)
 中小企業金融公庫の貸出方式等に関する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司外九名)(第一三〇六号)
 電気料金改訂に関する陳情書外一件(日本電気産業労働組合中央執行委員長神山清喜外一名)(第一三〇七号)
 石油資源の総合開発に関する陳情書(秋田県議會議長渋谷倉蔵)(第一三〇八号)

中小企業開発金融公庫設置に関する陳情書(長野県東筑摩郡塩尻町三浦敏正)(第一三〇九号)
 大阪工業技術試験所四国出張所の地方移管反対の陳情書(社団法人山陽技術振興会会長大原総一郎)(第一三一〇号)

同(香川県商工会議所連合会会長平井太郎)(第一三一一号)
 同(松山市議會議長梅垣正之)(第一三一二号)

を本委員会に送付された。
 本日の會議に付した事件
 小委員の補欠選任

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)
 ガス事業法案(内閣提出第一号)

○大西委員長 これより會議を開きます。まず小委員の補欠選任についてお諮りいたします。去る二月二十七日帆足計君が委員を辞任せられ、昨三月二日再び委員に補欠選任せられましたので、同君の小委員については従前の通りとし、次に昨三月二日加藤清二君が委員を辞任せられて、その補欠として佐々木更三君が選任せられたのに伴い、総合燃料対策及び地下資源開発に関する小委員会及び中小企業に関する小委員会の小委員の補欠として同君を選任いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○大西委員長 それではそれ、そのように決定いたします。

次に國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は去る二月二十六日本委員会に付託せられたものでありますが、本日はその提案理由の説明を聴取いたします。古池政務次官。

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

を次のように改正する。
 附則第二項中「昭和二十九年四月一日」を「昭和三十年四月一日」に改める。

別表中第二号、第三号及び第五号を削り、第四号を第二号とする。

この法律は、公布の日から施行する。
 附則

○古池政府委員 ただいま議題となりました國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

國際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の有効期限は、本年三月末日まで定められておりますので、政府としましては、さらに期限を延長する必要があるか、いなかについて検討いたしました結果、國際的供給不足物資の需給は、一般的には昨年来緩和の傾向をたどっており、したがって、主要生産国であるカナダ及びアメリカにおいて輸出の調整を行つております関係上、わが国への輸入は必ずしも順調ではなく、従つて現実に国内の需給も逼迫している状況でありますので、これらの物資につきまして引続き需給を調整することによりまして、國民経済の健全な発展をはかる必要があると考えましたので、有効期間をさらに一箇年延長するため、この法律案を提出する次第であります。

○大西委員長 次にガス事業法案を議題といたします。質議の通告がありま

すので、これを許します。始関伊平君。

○始関委員 ガス事業につきまして、通産省は農商務省あるいは商工省の時代を通じて、長い間公益事業としての監督、それからまたガスの保安監督を行つて参つたのであります。

その間におき法律、特に現行法運用の経験にかんがみまして、今回の法案の立案に際しましては、どうも基本的な態度をもつて、従つてまた、どういふ点に特に重点を置いて臨んだかという点を最初にお尋ねしたいと思

います。

○古池政府委員 ただいまガス事業法案を制定いたすについて、いかなる基本的態度を持つてゐるか、かようなお尋ねと承りました。基本的態度につきましては、さきに当委員会において御説明を申し上げました通り、第一にはガスの使用者の利益保護という点を強調いたしましたこと、また次に今まで相当繁雑であつた許認可事項をこの際整理をいたしまして、できるだけガス事業経営者の自主性を尊重をいたすこと、また事業の内部に対して政府

の均衡がとれるに至つたコバルト、タングステンおよび白金については、付表中より削除することといたしました。何とぞよろしく御審議の上、この法律案を御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大西委員長 次にガス事業法案を議題といたします。質議の通告がありま

すので、これを許します。始関伊平君。

○始関委員 ガス事業につきまして、通産省は農商務省あるいは商工省の時代を通じて、長い間公益事業としての監督、それからまたガスの保安監督を行つて参つたのであります。

その間におき法律、特に現行法運用の経験にかんがみまして、今回の法案の立案に際しましては、どうも基本的な態度をもつて、従つてまた、どういふ点に特に重点を置いて臨んだかという点を最初にお尋ねしたいと思

います。

○古池政府委員 ただいまガス事業法案を制定いたすについて、いかなる基本的態度を持つてゐるか、かようなお尋ねと承りました。基本的態度につきましては、さきに当委員会において御説明を申し上げました通り、第一にはガスの使用者の利益保護という点を強調いたしましたこと、また次に今まで相当繁雑であつた許認可事項をこの際整理をいたしまして、できるだけガス事業経営者の自主性を尊重をいたすこと、また事業の内部に対して政府

が干渉することをできるだけ避けるといふような点、さらにまたガス事業に伴いまして、公共に対する危険をできるだけ限り防止するために保安の規定をこの際整備をいたすというような諸点でございます。特に重点を置きましたのは第一の点、すなわちガス使用者の利益を保護する点でございますが、御質問にもございました通り、われがこの際基本的な態度としていかなることをとるかとお申しますと、先般の提案理由の御説明の際に申し上げたような次第でございます。

○始開委員 ただいまの御説明によりまして、三、四の点に重点を置かれまして、そのうち特にガスの使用者の利益の保護ということに最も重点を置いておるといふことでございますが、それはガス事業が公益事業であるという点からいたしまして当然であると思えますが、実際にはガス事業は公益事業としてのサービスが不足しておるといふ非難が、御承知のように世間に少なくないのであります。その点に関連いたしましてこの法案の第十六条におきまして、ガス事業者の供給義務を規定いたしておられます。この十六条を見ますと「ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。」とございます。ここにいう「正当な事由」とは一体どういふものをさすのであるか。もし正当な事由とみなされるものが相当に広範囲な概念であるといいたしますならば、ガス事業者の供給義務というものは空文に帰するおそれがあると思つてございますが、その点の見解を伺いたい。
なおあわせまして、実際問題として

今日ガス会社は月々の新規需要の申込みに応ずることができないで、未処理の件数が累増して参つておるといふのが実情のように思われます。このような未処理の件数は、たとえば東京ガスについてはどのくらいあるのか。こういうような未処理の件数がだん／＼たまつて行くという状態は、ここにいふ供給義務の違反ということになるのか、ならないのか、その点の見解をお伺いいたしておきます。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねは法案の第十六条におきまして「ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。」という規定があるが、実際上は使用者として相当不便をこうむつておるのではないかと、かようなお尋ねと存じます。この十六条の供給義務というものは、ガス事業者として供給者に課せられた基本的な義務でございます。従来におきましても大体同様の規定があつたのでございますが、ただいまお尋ねのように現状は必ずしも満足すべき状態ではない、これはすなわち本条の違反ではないかどうか、こゝろいふ点でございます。そこで一体本条における正当な事由とはいふことができることをさすのであるか、かといふ点が問題になります。例をあげて申しますれば、たとえば料金を滞納いたしましたおととか、また供給規程に違反したような条件でガスを使用している場合、また導管の工事がなはだしく特異なものを必要とするような場合、あるいはまた極度にその価格の高いもの、あるいは一般的にガスの工作物に不時の故障を生じたような

場合、また天災その他従業員との争議行為等によつて供給が困難な場合、原料の不足あるいはガスの不足を生じた場合、かような場合を一応正当な事由として考へておるのであります。そこで供給設備自体の不足というようなことはどうかという問題になつて参ります。これにつきましても、新規の建設の能力というような問題にも関係して来ると思つておりますが、この点は供給事業者として十分なる努力を払いました上において、しかもなお需要に

場合、また天災その他従業員との争議行為等によつて供給が困難な場合、原料の不足あるいはガスの不足を生じた場合、かような場合を一応正当な事由として考へておるのであります。そこで供給設備自体の不足というようなことはどうかという問題になつて参ります。これにつきましても、新規の建設の能力というような問題にも関係して来ると思つておりますが、この点は供給事業者として十分なる努力を払いました上において、しかもなお需要に
一般通念として許され得るような事態やないかというように考えます。その辺の判断は非常にむづかしいかと存じます。たゞえば現在のごとく建設費に相当な資金を要するといふような場合におきましては、この資金の調達ということは非常に困難なものでございまして、従つて事業者が最善の努力を尽したとしても、なお需要に若干追いつかないかといふような場合には、われ／＼といたしましては一応これを承して、しかる上において、政府もこれを十分督励すると同時に、援助をいたしまして、資金その他の面についてなるべくすみやかに供給設備を充足して需要にマツテするようになつてほしい、かように考へておるのでございます。最後に申しました点は、実際問題としてその判断が非常にむづかしいかもしませんが、しかし一面、社会的な常識の上においてやむを得ないと思はれるようなときは、これは正当な事由の中に入れて考へてもさしつかえないのじやないか、かように存じます。

○中島政府委員 現在ガスの申込みに
対してどの程度の未処理のものがあるかといふお尋ねでございますが、大体ガスの需要は特に東京において集中いたしておりまして、大阪あるいは名古屋等も似たような状況でございます。東京に比べますと事情が若干緩和しておられます。そこで東京の例をとつて申し上げますと、現在手持ち件数が六万四千から五千くらいあります。毎月の申込件数が大体七、八千ございまして、月々実際にとりつけておられます件数は六千くらいでございますので、従つて未処理といたしまして毎月数百件ないしは千件くらいのもので未処理件数が増加しつゝあるという状態でございます。たとえば二十七年の終りごろには未処理件数といたしまして四万件余りございましたが、今日ではすでに二万件以上ふえておるといふ実情でございます。こゝろいふように申込みに對しましてその需要に應じ切れないというこの実情が、正当な事由になるかどうかといふ点でございますが、ただいま政務次官の御答弁になりました通り、現在の実情としましてはある程度やむを得ない、従つて正当な事由であるといふふうに認めておるわけでございます。

○始開委員 ガスが独占事業であるといふことにかわり、いわゆる供給義務を法律上はつきり規定しておるにもかかわらず、未処理の件数がだん／＼たまつて、今の御説明でも月に千件ないし二千件ずつふえておるといふ現状は非常に遺憾なことだと思ひます。その場合にそれがただちに十六条の違反になるかどうかといふ問題はむづかしい問題でございますが、いざれに規定を法律上どういふふうにするか、将来におけるガスの事情の正確な見通しを立てまして、その見通しの上にガスの製造設備、供給設備といふものを完備する。同時にあわせて所要の適正原料炭の入手の見通しもはつきりさせるといふことでございます。と、このガスの供給義務といふものは実際上において空文になると思われまゝ。ただいまの御説明でも、実際上十六条の供給義務の規定が空文になつておると思われるのであります。これはどういふ原因に基いておるのであるか。またこれに對しまして政府としては何らかの対策があるのか、ないのか、どう考へておられるのかといふ点をお尋ねしたいのであります。提出されました資料によつて検討いたしてみますと、ここにガスの拡充に對しまして二つの注目すべき資料があると思われまゝ。その一つは昨年一月に総理府の資源調査会から内閣総理大臣に對しまして提出された家庭燃料合理化に関する報告書といふものでございます。もう一つはこの報告に基きまして通産省が省議できめられた都市ガス施設の拡充五年計画といふものでございます。五年計画の方はあとで伺つていたしまして、最初に資源調査会の報告でございますが、その内容はいわゆる総合燃料対策あるいは森林資源の保全、ひいては国土保全といふ立場から、都市においては従来の木質の燃料を石炭燃料に切りかえをはかるといふことを報告しておるのであります。現在の家庭燃料として使用されておられます薪炭は二億一千万石、それから直接伐採せられます薪炭

量が一億二千万石以上にも及ぶ非常に
甚大な量でありまして、このままの状
態で参りますと、日本の木材の蓄積量
というものは減少するばかりでありま
す。森林資源が枯渇することは明らか
でありまして、ひいては国土の荒蕪の原
因をなすほどでございますので、家庭
燃料の合理化によつて、あわせて森林
資源の保全をはかる必要があるという
のが、この答申案の勧告書の主たる内
容であると思われるのであります。な
お都市における燃料を、通産省の計画
によりまして木質燃料から石炭燃料に
切りかえることによりまして節約ので
きる木材の量は、この五年計画により
ましてガス十一億立米の増加をいたす
といたしますと、二千三百万石という
相当大きい量の薪炭材が節約されると
いうふうに推算されておるのでありま
す。この勧告の趣旨に対しまして当局
の見解、通産省並びに経済審議庁の次
長がお見えになつておられますから、こ
の勧告をどう考え、どう生かして行か
れようとなされるのか、この点につきま
して両当局の見解をお伺いしたいと思
います。

○古池政府委員 まず最初に現在ガス
の供給がかなり異常なる不足を見て
おる根本理由はどういうような点にあ
るだろうか、こういうことを最初にお
尋ねになりましたが、これはわが国の
経済なり、あるいは国民生活の向上と
いうことが、戦前のように比較的順調
に平常的な過程をたどつて参つてお
りますときには、設備の拡充なり、ある
いは需要の増進という点がある程度計
画的に考えまた実施することができた
と考へるのであります。ところが戦災
によりまして都会地のガスの設備は相

当な被害を受け、また戦後のあの混乱
時代を経まして、わが国の経済がすつ
かり戦前とは模様をかえて参つたとい
うようなことから、供給設備の増強と
いうことも資金、資材その他の面から
なかく簡単に参らないし、またガ
スの需要の増加ということも戦前の
模様とずいぶんかわつて来たような
事情もありまして、今日に至つてお
るものと考へるのであります。そこで
ただいま御指摘のような、資源調査会
の勧告につきましてはどうかというお
尋ねでございますが、これはその勧告
にありまして通り、家庭燃料の合理化、
またさらに大きくわが国の森林資源を
いかにして温存するが、あるいは開発
するかとというような問題ともきわめて
緊密なる関連を有するものでありま
して、政府といたしましては、この勧告
に基きまして昨年五月通産省におい
て、五箇年計画を樹立いたしましたのでござ
います。そこでこの計画の内容について
は、後ほど御説明申し上げるといたし
まして、われわれはこの計画をなるべ
く早期に達成したいと考へておるよう
なわけで、そのために存する諸問題
なわち必要なる資金調達の問題とか、
あるいは適正原料の確保の問題とか、
その他万般の問題につきましては、で
きるだけ遺漏のない策を講じまして、
少くともこの計画を中途半端にした
り、あるいは計画を縮めて需要者に対
する供給不足という事態をできるだけ
起さないように、万全の努力を傾けて
行きたいと考へておるような次第であ
ります。なお数字的な点は担当の局長
からお答えいたします。

○長村政府委員 ただいまの資源調査
会の答申問題でございますが、この点
につきましては、通産当局からもた
だいま御答申申し上げた通りに、資源の
総合需要の点から申しても、あるいは
熱合理化の点から申しても、ある
いは家庭生活の面におきましても、ま
ことに合理的なけつこうなことだ、か
ように存じます。

○始開委員 ただいまの資源調査会の
答申に基きまして、通産省がガス施設
拡充五箇年計画というものをお立てに
なつたのであります。その内容につ
きましては、提出された参考書類に
ございまして、あらためて御説明を伺
わなくてはならないと思ひますが、こ
の計画を實際にやつて参る上におきま
して問題点があると思ひるのであり
ます。第一に、この計画を見ますと、日
産ガスの発生能力を、現在の六百六十
万立米から千五百五十万立米という、ほ
んど倍に近い新規設備を増加するの
でありまして、その設備資金の投下量
は五百億だということでございます。
さらにその面における借入金や社債や
返還金等を入れますと、調達に要する
資金は約八百億になるといふのが見通
しであると思ひます。申すまでもなく
ただいま経済審議庁でも通産省でも、
このガス拡充計画は燃料対策として、
また森林保存のためにぜひやつて参り
たいと申すのであります。こういう
計画が実行できるかどうかということ
は、主として所要資金の調達ができる
かどうかという点にかかつていと思
ひます。そこでその資金だけの計画を
拝見いたしますと、社内留保で五百十
一億、それから増資によつて百一十一億、
銀行からの借入を二百三十二億、政
府資金の借入を百六十四億といふ

うにいたしております。社内留保や増
資は別といたしまして、社債、銀行借
入金、それから政府資金等の調達に関
しましては、どういふ見通しがあるの
か。将来のガス料金の問題などを考へ
ますと、比較的金利の安い政府資金の
わくが大きいということは非常に望ま
しいのであります。一面におきまし
てそこに非常な問題、疑問があるう
と思ひます。この資金の調達に関しま
して、政府としてはどういふ見通しと
方針を持つておられるか。もしこの資
金計画が不可能であるとするならば、
この計画をさらに縮小いたしまして、
その結果はガスの新規需要の抑制ある
いは使用の制限ということになると思
ひますが、そういうふうな事態も予
想しておられるかどうかについて伺
いたのであります。私の意見としま
しては、このような事態になりませ
んように、資金調達に関しては政府は格
段の努力を払われたいことを希望いた
すのであります。昭和二十八年年度から
この五年計画は始まつておりますが、
昭和二十八年年度におきまして計画の第
一年を終るわけでございます。この開
の資金の調達の状況、今後の資金に対
する見通し、さらには政府の決意とい
うようなものがあれば、それについて
伺いたいと思ひます。

○中島政府委員 五箇年計画の遂行の
ための資金の見通しでありまして、お
話の通りこの拡充五箇年計画を実行
いたしますためには、一番の問題は資
金の確保という点でございます。五箇
年間に五百億あるのは八百億という巨
額の資金を調達するのは決して容易な
ことと考へておられるので、今後主務
当局といたしましては、強力にこの点

につきましては手を打たなければなら
ぬと考へております。たとへば昭和二
十八年度、つまりことしの資金の見通
しを申し上げますと、本年度は大体設
備資金全体といたしまして約九十四億
円がある、こういうふうな考へてお
ります。これにさらに前年度までの借入
金の返済額の約四十億を加えまして、
合計百三十四億程度の資金の調達を
要するという見込であつたのでありま
す。これに対しまして調達の内訳とい
たしましては、社債が十五億、それ
から現在の実績からいたしまして政府
資金が約七億程度出る見込みであり
ます。それから債券発行銀行から約十
六億、その他の金融機関から二十六
億ほどのものが借り入れられること
によつて、合計四十九億が外部から借
入れ可能だといふふうに見られてお
ります。従つて残りの六十八億を増資
あるいは内部留保という自己調達
の形でまかなわなければならぬのであり
ます。増資が現実には二十七億、内
部留保が四十億ほどございまして、今
のところは、当初の期待額より政府資
金の限りは、当初の期待額より政府資
金の面からの調達額は減少いたしま
したけれども、大体所要額を調達でき
るような見通しになつております。し
かし来年度以降におきましては、この
ように自己調達の能力というものはそ
れほど余力はございませんので、今後
一層、将来のガスの原価の關係から
いまして、できるだけ低利の政府資
金を多額に確保する必要があると思
ひます。そういう面からいたしまして、来
年度以降におきましては、開銀資金等
をさらに一層増額するような方向に努
力しなければならぬと思ひます。この

点につきましては、電源開発の資金との関係もござりますが、現在開銀資金の中で一番大きな部分を占めており、電源開発用の資金も、大体二十九年から三十年あたりが山でございまして、それを逐次減少する傾向にございまして、少し先の将来を考えると、開銀資金と政府資金の増額という事も決して不可能な望みではないと思つては、そういう面につきまして特に力を入れて、所要資金の確保に努力したい、こういうふうに考えております。

○始開委員 経済審議庁の方では、今のガス五箇年計画について十分な認識と興味を持つておられるかどうか、資金の調達について何か考慮したいというふうな考えでおられるかどうか、その点御意見を伺いたい。

○長村政府委員 ただいまのガス五箇年計画については、私の方におきましても非常の関心を持つておるわけでありませう。資金の面につきましては、ただいま中島局長からのお話もございまして、昭和二十八年年度で開銀関係が六億二、三千万円のがさまつておると思ひます。結局七億ぐらゐのものが二十八年度中に出ることになるかと思ひます。二十九年度以降におきましては、御承知の通り開銀の資金額もなかくさゆるくつなものであると思ひますが、私どももいたしましては先ほど来お話しありましたように、ガス事業のガスの供給の問題は非常に大きな問題と存じておりますので、他の産業におきまします資金需要、電気であるとかいろいろな産業の資金需要がござい

ますが、これらの資金需要とも勘案いたしまして、通産当局とも十分打合せの上、でき得る限り善処して参りたい、かように考えております。

○始開委員 ガス事業が公益事業だといふ点からいいますと、ガス事業者は事業の改善合理化に努力をいたしまして、できるだけ安い料金でガスを供給する必要があると思つておりますが、現行のガス料金は高炭価の時期に認可されたものであつて、現在の織込み炭価に比べまして、石炭の価格は千二百円も下まつておるのであります。一方、コークスの市況も必ずしも悪くはないのでありますから、この際料金を下げるといふ意味において改訂する必要があらうと思つておりますが、その点はいかがでありますか。公益事業局長は電気の方については料金の値上げについて熱心なようでありませうが、適切な場合には下げる方にも熱心でなければならぬと思つております。その点の御意見を伺いたい。なおこのガスの事業の経理内容は現在非常によろしいのではないかと、価格の問題と関連いたしまして、東京、大阪その他主要な各社の収益率や配当率はどうかつておるかという点に関しましても簡単に御説明が願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 ガスの料金の問題でございまして、お説の通り現在の料金のベースになつておられます炭価と現実の石炭の価格と比べますと、現在におきましては相当石炭の値段が下つておられます。ただ一般的に申し上げまして、石炭の価格と、それからガス事業の場合の重要な副産物でありますコークスの価格というものが、大体におい

て並行しておるといふのが常識でございまして、むろんその間に違つた傾向をたどることもございませうけれども、石炭が上る場合にはコークスも上る、石炭が下ればコークスも下るといふのが普通の行き方でございます。従つてその面におきましては、炭価が下れば当然それに伴つてコークスも下るといふことを考えれば、炭価の値下りによる利益というものがある程度相殺されてしまふ、こういう傾向に一般的にあるといふことは言えると思ひます。ただ現在の問題といたしましては、二十八年年度のガス事業の経理状況はきわめて良好でございませうが、これは石炭の価格とコークスの価格との比較が必ずしも並行しなかつたという点も理由がございませうが、前年度に比べまして非常に成績がよいわけでございます。従つてこれだけを見ますと、現在の料金にかなり余裕があるといふことは一応言えるわけでございますが、結論的に申しまして、私どもは今すぐにガスを料金をいじるといふことは適當でないと思ひます。むろん基本的な原価が下ればそれに應じて料金も下げらる、原価が上れば上げるわけでありませうが、公益事業の本質に即するわけでありませう。当然のことではあります。御承知のように原価が上る場合にございませう。それを並行してたごまかして料金を引上げるという事はきわめて困難であるといふ事情にありませう。同時に、下つた場合におきまして、かりに一時のにと申しますか、現在好況にあるというだけの理由でもつて料金をたごまかに引上げるということが、それだけかといふことは考えなければならぬわ

けでありまして、現在の問題を考えます場合には、ガス事業は二十七年年度ぐらゐまでは、欠損はもちろんでございませうけれども、比較的経理状態がよくありませんで、償却等にもかなり無理をいたしておられます。そこで本年度のこの好況期におきまして償却その他内部留保を十分いたしまして、資金の自己調達等のためにもはかり、また将来に對する企業というものの基礎を固める時期でもございませうので、半年あるいは一年間の業績だけでもつて料金のベースを引下げることはまだ少し時期が早いのではないかと。ことに少し長い将来を考えた場合には、いわゆる五箇年計画を實行して行きますと、建設資金の増高という点からいいますと、電気と同様にガス料金の原価といふものは、計数の上は上る傾向にあるといふことはいふまでもないわけでありませう。そういうことを考えました場合に、原価の高騰を避けるという意味におきましては、むしろ現在多少でも利益ある場合にはそれを内部留保いたしまして、資金コストを下げるという事も必要であります。そういう意味におきまして、現在ただちに料金を引下げるという時期ではないと思ひます。しかしもしもこういう傾向がさらさら本年も続きますと、炭価は相かわらざ安く、しかもコークスは必ずしもそれに應じて、あるいはそれ以上に下らないという傾向にありませうならば、むろん適當な時期において料金の引下げといふものは考えられると思ひます。私どももいたしましては料金も上げる場合よりも下げる方が実は楽なものでありまして、そういうことをいたしたいわけでありませうけれども、値上げをす

る場合のときのいろいろな社会情勢といふことも考え、また将来値上りが予想されるということが考えられます。場合には、単に一時的に下つたというだけですぐにそれに應じて料金を引下げるという事は、現在の段階におきましてはまだ早いのではないかと、こういうふうに考えておる次第でございませう。

それから主要会社の利益率等でございますが、現在東京、大阪等のガス会社の場合におきましては、一応一割五分であります。地方のその他の多数のガス会社では業績も非常にまちまちでございまして、三割のところもありませんし、あるいは二割以上のところもありません。しかし大体平均いたしまして、ガス会社全体を通じて一割五分あるいは一割五分若干下つたという程度のところが平均の配当率であるように承知いたしております。

それから総資本に對する利益率を申しますと、東京瓦斯の場合におきましては、二十七年年度の下期が四%、それから二十八年度の上期が六・九%、こういうことになつておられます。大阪瓦斯におきましては、二十七年年度の下期が三・一%、二十八年度の上期が三・七%、こういうふうな状況でございませう。こういう利益率を見ても、これは地方によつて非常に違ひまして、たとえは名古屋の東邦瓦斯のごときは、二十七年の下期は一・四%であり、二十八年度の上期は四・三%であり、非常に多いところを見ますと、岡山瓦斯のごときは、二十七年の下期は二四%の利益を上げておられます。二十八年度の上期は三〇%の利益で、これは資本金額の相違によりまして数字的にも

ておきます場合でも、定額法で計算した償却範囲額の九割を償却しておれば、その趣旨を認めるという措置をいたしておきますが、これは電気及びガス法に同様に適用になる次第でありまして、今通産省の方から御答弁がございまして、将来何か合理的なことでもあれば検討はすることになると思っております。ただいまのところ電氣だけについて特別優遇の措置を講じ、ガスを不利にする扱いはないと考えておる次第であります。

○始末委員 最後にこのガスの五年計画に關連いたします第三の問題点といたしまして、四つの点を伺いたいと存じます。

その一つは、この計画によりまして、原料炭が二十七年に比しまして、約百九十万トンの増加を必要とすることになるのであります。ガスの事業で用いたしましては適正炭でなければなりません。特にコークス等の関係からいたしまして、良質炭が要望されるのであります。この適正炭の入手の見通し、これは輸入等の関係もあると思っております。その見通しの問題を伺いた

オイル・ガス・プラントというもののに於いての政府当局の考え方あるいは指導方針というふうなものを承つておきたいと思つております。

それから第三の問題といたしまして、ガスの生産増に伴いまして、コークスの生産量が当然増加して参ります。コークスの販売は、ガスの事業の経理に非常に大きな影響があるのであります。これがガスの販売が逆になるというふうなおそれもございます。この計画における増産コークスについては、需給関係は大體円滑に行くというふうな見通しであるのかどうか、その点を伺いた

さらに第四点といたしまして、コークスの売れ行きに対する不安の問題なあり、あるいは一方におきまして適正原料炭、これはいずれにいたしましても輸入にまたなければならぬというふうな点になります。この点については、諸般の關連いたしまして、一般炭を使用してガスを発生するという点になり、またコークスの問題も起らないというふうな考えられます。一般炭を使用し、またコークスの問題も起らないというふうな考えられます。この五箇年計画を拝見いたしますと、この計画の内容の一つといたしまして、スガの生産方式を研究して行くということも書いておると思つております。新しい技術についての見通しなり見解なりを伺つておきたいと思つております。

の質を選ばなければなりません。二十八年度におきましては大体三百萬トンから三百二十萬トン程度の原料炭を消費しておる実績でございますが、このうちで国内で量的にまかなえるものは、大体三百萬トン程度の石炭は問題にならぬ程度でございますけれども、実質的に考えますと、今日におきましては、その二割から三割五分程度のものを輸入いたしておきます。これは国内の炭質が粘結度におきまして、あるいは灰分等の関係におきまして、特別に優秀なものには国内で産出されない、こういう關係からいたしまして、そういうものを最小限度輸入せざるを得ない実情であります。将来ガスの原料炭の需要が相当増加いたしても、現在使用しておる程度の割合を国内炭でまかなうというふうなことは、不安はないわけでございますが、やはり待望しております優秀な品質の外国炭の輸入というものは、従つて原料炭の使用量の増加に伴いまして、ガスの外国原料炭の輸入ということもやはり同じ割合で増加しなければならぬという実勢にあるわけでございます。従つて現在におきまして、二十八年度は大体七十萬から八十万程度の外国炭を使つておるわけでございますが、これが将来五箇年計画の達成後におきましては、百萬トン以上にあふれるということになるわけでございます。

それからオイル・ガスの問題でございますが、これはお話の通りに季節的あるいは時間的のピークに対応するために現在大会社においでとられております設備でございます。これは比較的手軽な設備から随時急速に所要のガスを生産できる、こういう設備でありまして、急場の間に合わせるためには非常に有効なガス・プラントであります。将来ガスの需要がどん／＼ふえまして、従つてその間のピーク時とピーク時でない場合とのギャップが大きくなればなるほど、こういうふうな急激な措置としての設備も必要になるわけでありまして、今後やはり設備の増強に於いてはオイル・ガス・プラントもそれらに比して拡充をしなければならぬというわけでありまして、今日の目標といたしまして、現在でオイル・ガス発生用に使います重油が四、五萬トン程度でございますが、将来五箇年計画達成後におきましては、十七、八萬トンから二十萬トンくらいの石油ガスの設備が必要である、こういうふうに見込まれておるわけでありまして、

かという一応の見通しでございます。しかしこの点はいろ／＼問題がございますので、ことにコークスの今後の用途開拓等につきましては一層研究しなければならぬと思つておきます。それからもしも一般炭を利用してガスを生産できるということになりますと、コークスの問題もありませんし、また輸入炭の問題もなくなるわけでありまして、製造設備自体を相当変革しなければ、現在の設備で一般炭を処理するということもきわめて困難なことでございます。しかし将来石炭の利用という面から考えまして、できるだけ広範な石炭をガス化するという目的におきましては、一般炭の利用ということも非常に必要なのでございまして、これは諸外国におきましても技術的にかなり研究が進んでおります。いわゆる石炭の完全ガス化というふうな技術の研究でございますが、こういう点につきましては、今後やはり日本としても高純度の良質炭の少ない石炭資源から考えまして、一般炭までガスの原料炭として使い得るよう研究しなければならぬ。これは今後の研究問題でございます。ある程度緒についたばかりのところでございますが、その点につきましてはさらにガスの事業としても相当な関心を持つて推進しなければならぬと思つておる次第でございます。

○大西委員長 次に笹本一雄君。○笹本委員 わが国のガスの需要供給は戦後年々増加しておる。そこで昭和二十七年の末における全国の需要戸数は過去において最高であつたと云われる十六年に対して八〇%、またその供給に対しては同じく十六年に対して一

一八%と言われておるのであります。これが、こうしてガス事業が復興し、またこれに対して需要は非常に激増しておる。たとえば昭和二十七年において新規申込みのものが約六万八千戸あると言われておる。それに対して、まだそれがほとんど未済である。申込が非常に暴増して来た。こういう急速な需要者の激増によつて、ここにガスの製造設備の拡充をはかるために、すなわち今説明がありましたガス拡充の五箇年計画を立て、そしてここにガス事業法案を提出されたと思つておられます。しかも今度のこの法律案を出す上において、説明を伺いますと、電気及びガス関係の法令改正審議会において、その答申その他について一年間にわたる慎重なる調査の上にこの法案を出したという点においては敬意を表するのであります。公益事業令において電気及びガスとしてあつたのについてはちよつと納得できなかったものであります。今度ガスの単独法案を立法化して提案したという事は、やはり占領政策の是正の一環として非常にけつこうなことでと思つておられます。

そこでこの法案に對しまして、今閣員から私の聞かんとすることに於いて大分質問があつたので、重複を避けまして、いささか質問してみたいと思つて、この法案の成立にあつて、さげせん話しましたごとく、電気ガスに關する法令改正審議会において非常な検討をされ、その結果その答申案に基いて本法案を作成したと言つておられますが、しかしこの答申案と法案の作成において完全に一致しているものか、あるいはまた相違点があつた点と申すならば、その相違点の主要なところについて説明していただきたいと思つておられます。

次に、法案の制定にあたりまして、基本態度としては消費者の利益擁護の強化を旨としておられるとの説明であり、そのために規定された条文についてお話を伺いたいのであります。その具体的な運用方針について、また特にガス事業が独占の地位にあつて、そのサービスに對して欠けているものではないか。これらに對するいかなる監督なりあるいは処置をするか、またこれに對して今後どういふふうな処置をとつて行くかというのを伺いたい。

次に、本法案の十三條において、ガス事業者の兼業を認可制としておられるのであります。その理由はどういうことであるか。また本条で許可を要しないものとしておられる事業があるものであります。その内容を承りたいのであります。現在ガス事業者が兼業として行うガス器具販売について、ガスの引用申込に際して器具の購入を強制するといふ非難が非常にあるようであり、この実情について、また兼業に對する今後の方針について説明をいただきたい。まづこの点について御説明を願いたいのであります。

○中島政府委員 ただいまの御質問であります。電気ガス事業関係法令改正審議会の答申と、ただいま提出しておられます事業法案との相違点でございますが、大体当初の立案のときには審議会の答申にのつとりまして立案したわけでございます。その後内部的な研究、あるいは法制局その他の検討の結果、若干違つた点が出ておられます。まづ答申の内容と違つて規定されておられます点を申し上げますと、まづ供給関係

におきましては、特約料金制度の採用が答申の中ではうたわれておりました。これは電氣にはたとへば深夜電力を利用いたしますとか、あるいは豊水期の余剰電力を利用することによつて、他の形における電力の使用と比べると、電力の使用形態が違ひますので、その点を考慮いたしまして特別の料金制度を設けることが考えられるのであります。が、ガスにつきましては、深夜の電力のごとき性質のものが現状といたしましては考えられませんが、また季節的に申しましても、余剰ガスというものもありませんので、従つてガスについて特約料金制度は必要なからうといふ見地から、法案には削除いたしましたわけでございます。実際面におきましても、原価主義の立場から特約料金を設けるといふケースは、従来もつておりました。かりにありましても、ただ特別の関係で、原価と離れまして、特約料金をやつている例もないわけではございませんが、今日におきましては、やはりガスのごときはそういう特約料金の制度を置く必要はない。むしろ置かないで一本で行つた方が、原価主義からいつても、また消費者に對しても明瞭であると考えたわけでございます。しかし特別の例外といたしましては、二十條の但書の規定がございまして、これである程度救済はできると思つておられます。

それから次に會計關係におきまして、審議会の答申では社外投資と利益金処分に関する規制、それから臨時に大きな損失が出た場合において、それを繰延べる制度といふふうなことを勧告されておられます。これはいづれもこの法律案におきましては採用しており

ませんが、その中で社外投資及び利益金の処分に関する規制は、資金統制を前提とするようなものでありまして、企業経営の内部干渉にわたるおそれがある。ことに料金の決定方法いかにによりましては、大体その目的とするところは達せられるじやないかと考えられますので、会社の自主性を尊重するといふ法律案の趣旨から申しまして、これはとりやめた次第であります。それから臨時に大きな損失が出た場合の繰延べ制度といふものは、一応われわれとしても必要だと思つて、非常に現在の商法から考えまして、非常に大きな特例になりまして、公法で私法の原則を破るということも適當でないと考えられますので、そこまでの大きな規定をすることを差控えたわけでありました。

それからその他の点につきまして、たとえば主任技術者試験制度というものがございまして、これは製造關係と供給關係に区分することを審議会では要望してあります。ところがこれは國家試験制度をできるだけ簡素化するという今日の政府の方針に基きまして、この二つに区分することをやめまして、また主任技術者の職務を保安監督の面だけに限定して保安の確立をはかるというようにするために、製造と供給の区分は必ずしも必要はなからうといふ意味から、製造、供給の区分を設けないで、単に段階を甲種と乙種の二つにわけたというだけにとどめたのでございまして、この点につきましては、從來と同様の制度を踏襲したわけであり

ませんが、その中で社外投資及び利益金の処分に関する規制は、資金統制を前提とするようなものでありまして、企業経営の内部干渉にわたるおそれがある。ことに料金の決定方法いかにによりましては、大体その目的とするところは達せられるじやないかと考えられますので、会社の自主性を尊重するといふ法律案の趣旨から申しまして、これはとりやめた次第であります。それから臨時に大きな損失が出た場合の繰延べ制度といふものは、一応われわれとしても必要だと思つて、非常に現在の商法から考えまして、非常に大きな特例になりまして、公法で私法の原則を破るということも適當でないと考えられますので、そこまでの大きな規定をすることを差控えたわけでありました。

それからその他の点につきまして、たとえば主任技術者試験制度というものがございまして、これは製造關係と供給關係に区分することを審議会では要望してあります。ところがこれは國家試験制度をできるだけ簡素化するという今日の政府の方針に基きまして、この二つに区分することをやめまして、また主任技術者の職務を保安監督の面だけに限定して保安の確立をはかるというようにするために、製造と供給の区分は必ずしも必要はなからうといふ意味から、製造、供給の区分を設けないで、単に段階を甲種と乙種の二つにわけたというだけにとどめたのでございまして、この点につきましては、從來と同様の制度を踏襲したわけであり

ますが、その中で社外投資及び利益金の処分に関する規制は、資金統制を前提とするようなものでありまして、企業経営の内部干渉にわたるおそれがある。ことに料金の決定方法いかにによりましては、大体その目的とするところは達せられるじやないかと考えられますので、会社の自主性を尊重するといふ法律案の趣旨から申しまして、これはとりやめた次第であります。それから臨時に大きな損失が出た場合の繰延べ制度といふものは、一応われわれとしても必要だと思つて、非常に現在の商法から考えまして、非常に大きな特例になりまして、公法で私法の原則を破るということも適當でないと考えられますので、そこまでの大きな規定をすることを差控えたわけでありました。

事項を公聴会にかけることにつきまして、必要なものが法文上はつきり規定されておられますので、これは必要がないと考えまして、この規定はいたしておりません。

それから答申においては触れておりませんが、このガス事業法の中で特に規定しております点がございまして、それは第一が、ガス事業者の供給区域外への特定供給の問題であります。これはガス事業者がその区域内のガスの供給に専念すべきであるといふ見地から、供給区域外への供給は一応禁止事項といたしまして、兼業と同じように許可を受けた場合においてのみ許すという制度をとつておられます。この点は特別に審議会の答申には盛り込んでおりませんが、ガス事業者の実際の性質、ことに供給区域内におけるサービスの完全ならしめる趣旨から必要であると考えまして、こういう規定をここに挿入したわけでありました。

それから供給規定の認可、それからそのの変更に對する命令というものを公聴会の事項としたこと、それから苦情の申し出制度を設けたこと、この点は二つとも答申には盛り込んでおられませんが、しかしこれらは法案の制定にあつての基本的な態度の一つといたしまして、消費者保護の見地から新たに設けたわけでありまして、供給規程の認可につきましては、やはり一般の意見も聞き、さらにガス事業者のサービスのやり方、あるいは業務の運用方法につきましての不平に對しましては、苦情の申立て制度を置きまして、これをできるだけ官庁の方で迅速、公平に処置してやるということを置いたわけであり

ますが、その中で社外投資及び利益金の処分に関する規制は、資金統制を前提とするようなものでありまして、企業経営の内部干渉にわたるおそれがある。ことに料金の決定方法いかにによりましては、大体その目的とするところは達せられるじやないかと考えられますので、会社の自主性を尊重するといふ法律案の趣旨から申しまして、これはとりやめた次第であります。それから臨時に大きな損失が出た場合の繰延べ制度といふものは、一応われわれとしても必要だと思つて、非常に現在の商法から考えまして、非常に大きな特例になりまして、公法で私法の原則を破るということも適當でないと考えられますので、そこまでの大きな規定をすることを差控えたわけでありました。

それからとまかい点につきましては、たとえば氏名等の変更の届出、相続の規定等二、三の規定が設けられておりましたが、これは立法技術の問題として審議会としては特にそこまで触れておられませんけれども、当然のこととしてこの法案に挿入したわけでござい

ます。それから消費者保護の見地からどういふふうな規定があるかという点でございますが、元来ガス事業はその事業の性格から、おのずから地域的な独占の形になる事業であります。従つてその独占事業の弊をできるだけ改めるといふ趣旨におきまして、消費者保護の制度というものはこういう法規においては特に必要なわけでありまして、従つてこの点については従来と同様に事業の許可義務、あるいは兼業の許可制、それから事業の譲渡、譲り受けの認可制というようなことは同様に規定いたしておりましたが、特にこの法案におきましてその見地からさらにそういう規定を強化した点を申し上げますと、まず事業許可に関しましては消費者保護の見地から規定されたものが三つござ

います。第一が第五条におきます事業の地域的独占の排除でございます。これは従来は同一地区におきましては二つ以上のガス事業は成り立ち得ないというので二つ以上のガス事業を許可してはならないということになつておりましたが、今度の法案におきましては、そういうふうな地域独占の制度は撤廃されております。ただ法文上許可要件といたしまして事業設備が過剰にならないように、あるいは資本が余分に投下されないようにというふうなことが許可の条件の一つとなつております

が、そういう見地からいたしまして、大部分の場合におきまして、同じ地区に二つ以上のガス業者が認可されるといふことはないことになると思いますが、しかし必ずしもそれで全部を律しませんが、必要な場合におきましては同じ地区において二つ以上のガス事業を認めるといふことも法文上は可能でありますし、また実際問題といたしましても、場合によつてはそういうことも起り得るわけでありまして、この点につきましては単に一つの事業だけを認めれば、その事業が十分なサービスをしないので、地域的独占の上に眠つて、消費者に迷惑をかけておるといふふうな場合に、従来の規定ではいかんともなし得なかつたものを、こういう新しい制度によりまして排除することができ

るわけでありまして、それから第七条に設備の設置義務という規定がございますが、これは事業許可を受けましても、その地区の一部だけに供給する程度の設備をつくりまして、供給地域全体に對しまして必要な設備を設置しないでそのまま放任しておる。特に比較的需者の密集した地区に對して、それ以外の末端の地区に對して供給することは不利であるといふふうな見地から、十分な設備もしないというふうな事例がありますので、これは消費者の利益を害しますので、そういうふうなことをないように、事業許可を受けたならば、その供給地域に對する必要な設備を設置しなければならぬ、こういう義務規定を設けてお

ります。その次は休眠区域の取消しの措置でございますが、これも従来はなかつた規定でございまして、供給区域の一部におきましてガスの供給が行われておらない、しかもそのガス事業者は将来におきましても、そこに對して供給する意思も能力もないというような場合におきまして、一旦その区域がそのガス事業者の供給区域として許可された以上は、従来法規によりまして許可されたからはいかんともしたがたいというふうな実情にございまして、これを今度の法律の十五条におきましては、そういう場合においては通産大臣はその地域を減少することができるようになつてお

ります。従つてもしある事業者の地区に一部そういうふうな場所がございましてならば、その地区だけをそのガス事業者の地区から削り取りまして、新たにそこへ供給したいという希望者がある場合には、そこへ許可する、それによつてその休眠地区の消費者の利益を害する、こういうことができないようにいたしておるわけでありまして、それから供給関係におきましては、先ほど申しましたように供給区域外の区域内におけるガスの十分な供給をするという本来の義務を果すようにという趣旨で、区域外への供給は一応禁止いたしました許可事項にいたしてお

ります。次に供給ガスの熱量と圧力の測定義務を課しております。これは本来ガス事業者は、自分の供給するガスの品質を保證する義務が当然あるわけでありまして、ややもすればガスが所要の圧力あるいは熱量を持つておらぬということがときどきございまして、事業者としては常に圧力あるいは熱量を測定いたしましたして、それを明らかにして

おく。もしもこのガスの品質が規定の品質に沿わない場合においては、これに對して改善命令その他をもつて強制するといふことも考えられておりますが、その義務を果すために、まず第一次的には事業者としては圧力あるいは熱量の測定を常にしておく、こういう義務を法文化しております。次に卸供給事業者の供給を認可制にいたしております。これは卸供給事業者からガス事業者がガスを買ひまして、これを一般に供給する場合であり

ますが、これを認可制にいたしません。場合には、もしもかつては縁故の深い卸供給事業者から高いガスを買つてこれを売るといふことになりまして、かに料金を決定する場合におきまして、購入のガスはやはり購入の原価でもつて算入せざるを得ない。従つて不当に高い値段で買つておりましたも、消費者に對する料金の決定の場合にはそれが基礎になるというふうな不合理なことにありますので、一般の消費者に影響を及ぼすような卸のガスを買う場合には、その条件等はあらかじめ認可を受けさせるということにいたしましたわけでありまして、つまり不当に高いガスを買つて消費者に迷惑をかけるまいやうにという趣旨でございまして、それから会計関係の規定におきましては、減価償却に関する命令権を新しく設定いたしました。これはガス事業といたしましては、一回供給を開始いたしましたすと、確実に供給を継続しなければ、ガスの需要者に対して大きな迷惑をかけます。初めからガスがな

い場合と、一旦ガスが施設されましてあとでガス事業が停止した場合と比べてみると、これが消費者に對する迷惑のおく。もしもこのガスの品質が規定の品質に沿わない場合においては、これに對して改善命令その他をもつて強制するといふことも考えられておりますが、その義務を果すために、まず第一次的には事業者としては圧力あるいは熱量の測定を常にしておく、こういう義務を法文化しております。次に卸供給事業者の供給を認可制にいたしております。これは卸供給事業者からガス事業者がガスを買ひまして、これを一般に供給する場合であり

ますが、これを認可制にいたしません。場合には、もしもかつては縁故の深い卸供給事業者から高いガスを買つてこれを売るといふことになりまして、かに料金を決定する場合におきまして、購入のガスはやはり購入の原価でもつて算入せざるを得ない。従つて不当に高い値段で買つておりましたも、消費者に對する料金の決定の場合にはそれが基礎になるというふうな不合理なことにありますので、一般の消費者に影響を及ぼすような卸のガスを買う場合には、その条件等はあらかじめ認可を受けさせるということにいたしましたわけでありまして、つまり不当に高いガスを買つて消費者に迷惑をかけるまいやうにという趣旨でございまして、それから会計関係の規定におきましては、減価償却に関する命令権を新しく設定いたしました。これはガス事業といたしましては、一回供給を開始いたしましたすと、確実に供給を継続しなければ、ガスの需要者に対して大きな迷惑をかけます。初めからガスがな

い場合と、一旦ガスが施設されましてあとでガス事業が停止した場合と比べてみると、これが消費者に對する迷惑の相違というものは非常に大きなものがございますので、ガス事業が開始されたあとで、いたずらにその業務が停止され、休止されるということのないやうに、健全に維持されることが必要であります。そのためには事業維持あるいは設備維持という見地から、減価償却は常に適正に行わなければならぬ。こういう見地から減価償却が不足する場合には、これを強制するやうな命令を通産大臣ができるやうに措置を講じておるわけであり

ます。それから保安関係におきましては、ガスの有害成分を検査するという義務を負つております。これは当然ガスの消費者の保護の規定でございますが、ガスが燃焼いたします際に、もしも有害成分がありますと、燃焼いたしましたも身体等に危害を加えるやうなことがございまして、生のガスを吸ひまして人が死ぬことはあたりまえで、これは防止の方法がないといたしまして、燃焼いたしましたときは、少くとも有害成分は残つておらないということになつておらなければなりません。ところがもしガス事業者の方で有害成分の除去を怠りますと、そういうことも起りかねないわけでありまして、常に有害成分があるかないかということを検査させるという義務を法定いたしましたわけであり

ます。そういうふうな規定を置きました。消費者の保護をはかつたわけでありまして、またそのほか、たとえば供給規程の認可あるいは変更処分等については公聴会の制度を置くというやうなことが、あるいは苦情申立ての制度を置くというやうな、先ほど申

たこと、これが消費者に對する迷惑の相違というものは非常に大きなものがございますので、ガス事業が開始されたあとで、いたずらにその業務が停止され、休止されるということのないやうに、健全に維持されることが必要であります。そのためには事業維持あるいは設備維持という見地から、減価償却は常に適正に行わなければならぬ。こういう見地から減価償却が不足する場合には、これを強制するやうな命令を通産大臣ができるやうに措置を講じておるわけであり

し上げましたような事項も、消費者保護の見地からこの法案に盛り込まれておるわけでありまして、従来のガス事業法あるいは公益事業令に比べまして、この点につきましては一步進んだ内容を持つておるものとわれ／＼は信じておる次第であります。

それから兼業の問題であります、大体ガス事業が他の事業を経営する場合に許可を受けるということがこの法律上規定されたわけでありまして、この兼業の許可を受けさせる趣旨は、申すまでもなくガス事業者は本来のガス事業につきまして専念すべきであるという見地からしまして、ガス事業にあまり関係のない仕事を兼営いたしまして、その方に力を入れ過ぎたり、あるいはその方で損失を受けたりいたしました結果、本来のガス事業の遂行が十分でないということになりますと、これは消費者に対して非常な迷惑になりますので、そういう点をチェックするというのがこの目的であります。しかしながらガス事業におきましては、御承知のようにコークスあるいはタール製品等、当然にガスを生産するために出て来ます副産物がござります。しかもその副産物は、ガス事業にとつては相当大きな事業でありまして、こういうものを初めから禁止することは不可能であります。従つて当然にこの附帯業務として考えられますようなコークスあるいはタール等の販売は、一々許可を受けさせませんでもできますように、命令をもつて除外するつもりであります。現在におきましてこの点は除外されておりますが、こういうようなものはガス事業におきまして当然の附帯事業として除外するつもりでおります。

その他この点につきまして、たとえば先ほど御指摘になりましたガス器具の販売というように、これは器具の販売そのものは一種のガス事業のサービスとも考えられますので、必ずしも禁止する必要はない。現在でも認められておられますし、今後も認めざるを得ないと思つておられます。ただお話をいたしましたように、ガス器具の販売とガスの引込み、とりつけというものが抱合せられるというふうなことがかりにありますと、これは非常な行き過ぎでありまして、これは十分に警告をいたしておきます。従つてガス器具の販売自体は、今後も禁止する必要はないかと思つておられますけれども、それが本来の仕事に關連するようになりまます場合は、これは場合によつては禁止をいたさすも、またそういうことがある場合には十分注意いたしまして行き過ぎのないようにということはいいたしたいつもりでおります。

○本委員 非常に親切な説明で予想外に勉強できたと思つておられます。しかしガスのサービスでありまして、東京とか大阪のようなどころではあまりありませんが、地方ガスすなわち市営ガスなどに参りますと、その供給の圧力が少いために飯もたけないうるようなことがたま／＼あるのであります。また工事に際しまして、市営関係などから聞きますところによりますと、その工事料金が非常にたつたといひましようか、割引するとか、それはどこかの会計においてそれをやはり勘案して行かなくちやならぬ、こういうことは非常に不平を呼び起しますので、こういう点について特に監督をしてもらいたいと思つておられます。

次にさいせん始開委員からも質問があつたのであります、ガス事業者は一般供給に専念すべきだと思つておられますが、本法案においては特定供給を認めることにした理由はどうか、あるいはまた特定供給をしようとする際に、供給地域として一般供給をさせるべきではないかと思つておられます。これについて簡単に御意見を拝聴したい。また適当な原価及び利潤の最低基準はどういうふうにしてやつておるか、これも簡単に聞きたい。

次に本法案の制定にあつては、ガス事業者以外のものに対する適用は極力避けたいというが、二十四条においては卸売業者の卸売条件について認可制をとり、二十五条においてはガス事業者以外のものガスの供給に關して届出制を設けておるのであります。第三十八條、三十九條においては、ガス事業者以外のものに保安に關する規定の運用を規定しておるが、これらのものを規定した理由はどこにあるか、またその取扱い、運用の方針はどんなものであるか、特に二十五條に關しては、ガス事業者以外の者の供給に關する規則の範圍を聞きたいのであります。以上簡単に聞きたいのでありますから、御説明をお願いします。

○中島政府委員 地方のガスあるいは地方市営のガスについては十分な措置がとられておらないことはある程度事実であります。この点は当局の方でそれぞれのガスの事業を監査いたしましたときに現われておるわけでありまして、實際上上力あるいは熱量等が十分でないところもあり、経理内容も決してよくないところも多々あり、これは現在におきま

してそういうことがないように警告はいたしておきます。ただ実情をいたしましては、大体におきまして地方ガスの業績はあまり芳ばしくありません。また資力も十分なために、十分設備の維持補修あるいは導管等の改修がでないためにこういうような結果が現われておる。それを矯正しようにもなかなか資金的に容易でないというような事情につきまして、急速にこれを改善することはむずかしい点もあるわけでありまして、公益事業といいたしましてのガス事業としては、一層努力をしてこういう点を改善するようにということとはたび／＼警告を發しておるわけでありまして、また今後におきましても、こういう点はわれ／＼の方としても監督をいたす考えであります。

それからガス事業の原価査定の場合の利潤あるいは配当に対する考え方につきましては、ガス課長の方からあとで御答弁させていただきます。それから、ガス事業者以外に対するいろいろ規定があるわけでございますが、二十四條の卸売業者に対しての卸売条件等の規制、これは先ほど申し上げたように、卸売するガスが一般のガス事業者に入つて売られるときには、一般の消費者に影響いたしませんように、これが不当にならないように、こういう措置をとつたのであります。ガス事業者以外の者が他に供給する場合に届出制にするということでありまして、これを全然放任しておきますと、たとえば自家用のガス装置を持つておるものが、その近傍の工場その他の需要家にガスを供給してそれが次第に擴張いたしますと、一般のガス事業者の領分を侵す場合がある。また供給区域

外でありまして、いわゆるガス事業とほとんど異なるようなものとなるおそれもあると考えられますので、そういう点がないように、もしもそういうようなところまで擴張いたしましたときには、禁止する意図はもつておられませんけれども、ガス事業者としての義務を負うべきでありまして、こういう点からいまして、ガス事業者であるべき限界を越えないようにという趣旨から届出をとつておるわけでありまして。

それから保安の規定の運用につきましては、やはりガス事業者でなくとも、ガスの設備を持つておつてこれを他に供給する場合におきまして、その生産するガスからいろいろ災害を生じないように監督するわけでありまして、この規定に關する限りはそういうふうな規定に關しては御質問がございましたが、私の方でいたしましては、料金決定をする場合に、最初ガスを生産するに必要な諸原料及び諸経費というふうなものの総括原価を出しまして、その場合の総括原価をいたしまして、原料石炭等についてはガス事業者が買入込んだ価格ではなく、努力すれば当然の程度で買入るであろうという炭の値段を入れるようなやり方をいたしておきます。当然その総括原価の中には利潤を含めておるわけでありまして、現在の利潤をどう決定するかという点では、一般の市場における金利状況とかあるいはそのガス会社の今後の増資の状況、配当の量というふうなものから算定いたしましたので、当然この程度の利潤はしかるべきだと思つておるわけ

○吉田説明員 ただいま料金決定の基準及び利潤の点について御質問がございましたが、私の方でいたしましては、料金決定をする場合に、最初ガスを生産するに必要な諸原料及び諸経費というふうなものの総括原価を出しまして、その場合の総括原価をいたしまして、原料石炭等についてはガス事業者が買入込んだ価格ではなく、努力すれば当然の程度で買入るであろうという炭の値段を入れるようなやり方をいたしておきます。当然その総括原価の中には利潤を含めておるわけでありまして、現在の利潤をどう決定するかという点では、一般の市場における金利状況とかあるいはそのガス会社の今後の増資の状況、配当の量というふうなものから算定いたしましたので、当然この程度の利潤はしかるべきだと思つておるわけ

り込んでおります。その利潤を出しする基準となるものは、結局一般金利に關連いたしました配当金が基準になると思いますが、その点では利潤といはしまして織り込んでおりますもとなは配当金は、大体現状におきましては配当率一割五分というのを限度にいたしております。但し新規の企業とか、あるいは企業内容の非常に悪い企業につきましては、時期を切りまして五割ないし一〇%しか配当させないという利潤の組み方をいたしております。そしてその配当率を考へまして、それに必要な利潤あるいはそれに伴う諸税といふものを考へまして、その程度がまかなえるものを一応利潤といはしまして計上いたしております。なおそういたしましたで来た総括原価から、副産物として一応コークスなりタール製品がございまして、こういうものの販売価格といふものを控除いたしております。その控除額は、そういう副産物の一般の市況といふものを中心にいまして、その価格を控除するといふことにはいたしました。そういったしまして総括原価から控除いたしました残りのものにつきまして、一応二年ないし三年の原価計算期間において、この程度のもはガスが売れるであろうといふガスの総量をもちまして、それを割りました、その結果平均原価といふことにはいたしました。料金を決定いたしました。とあります。

○資本委員 次に天然ガスのことについてちよつと承りたいのですが、私は先年イタリヤに参りました。北イタリヤでは三箇年天然ガスに全力をあげまして、本年中にそれが完成されて、工業も生活もみな地下資源でまかなわれて

ている。御承知の通りイタリヤは石炭の少い国であります。地熱電氣においてはそれが成功して、鉄道の電氣はほとんど地熱電氣を利用してあるのであります。そこでわが国でも地下資源として大いに利用すべきものと思つてあります。天然ガスの現在における生産の状況はどんなものであるか。あるいはまた今後の開発の方針についての見通しはどうか。なおまたガスの拡充に際して、天然ガスの利用に努力を傾けるべきであると思つております。天然ガスと石炭ガスとの優劣はどうであるか。今後ガス事業の拡充に伴い、天然ガスの利用をどう考へておるか。さらにまた現在天然ガスの供給は将来どういふふうを考へておられるか。天然ガスは東京の域東にもあるやうであります。新潟にも非常にたくさん出ているのであります。地質の研究をして行けば天然ガスは各地にあると思つて進駐された時分に、私の故郷の群馬県地帯には、地下に石油鉱があるといふやうなことを、向うから来た技師によつて新聞にも報道されたのであります。この天然ガスを各地に興して、そうしてその土地々々の燃料の合理化節約に資する。さいせん開始委員が話したごとく、森林資源あるいは治山治水の上からいつても、この天然ガスは大いに利用すべきではないか。しかしその天然ガスの様子を見ますと、掘鑿に非常に金がかかつておる。事業体で行きますと専売になる。しかしこれを國家として天然ガスを各地に興して行き、そしてそれが千万円かかつて六、七百万円で民間に払い

下げ、あるいは四、五百万円でできたものを七、八百万円で払い下げるといふやうなことを行けば、長い間においては採算がとれないこともないのじやないか。あるいはまた天然ガスの鉱脈がわかつたときに、これが地方の都市でなくても、天然ガスを湧出させて、化学工業にこれを利用して行つたならば非常にいい。こういう点に対して通産省はどういふ考へを持つておるかといふことを承りたい。

次に、ガスの事業に伴います一般公衆に対する危険を防止するため、本法案においては所要の規定が入つておりますが、これはガス事業者の面よりする保安の規定であります。最近のガスによる事故は、ガス使用者の不注意によるものとされておりますが、中毒死だとか、あるいは中毒傷害のやうなことが非常に多いのであります。事業関係者のそれよりもはるかに事故が多いのであります。これはガス器具の構造とか、ガス器具の使用法についてさらに検討すべき問題があると思つております。同時にガスの消費者に対してガス器具の使用法に關する知識を徹底させる必要があると思つて。特にガス器具の販売については非常に重大であるから検査を厳重にしなければならぬ。また最近においては小さい家でもみなガスぶるを使う、ガスぶるを使つた結果、小さい部屋に空気が非常にこもり、そのためにガスの燃焼が不完全である。そういうところから非常に事故が起きて来る。この点使用者に対しては大いに注意を喚起する必要があります。これはないかと思つて。これらについて具体的はどういふ方策を持つておるか、その点についても承りたい。

次に、ガス事業の充実にあつて莫大な資金投下を必要とし、これが料金に影響するところもありませんので、また原料としての適正炭の需要の増加が、今後必ず確保されるかどうかなども大きな問題であると思つて、ガスの製造方法や供給方法についてももう少し合理化して、そうして賃金コストの切下げをしなければならぬ。現に何かといふことについての業界の研究、また天然ガスについては五箇年計画の中にも計画的な研究が進みつつあるかといふ点についてお話を承りたいと思つて。

○中島政府委員 天然ガスの問題はきわめて重要な問題でありまして、日本の資源の量から言ひましてもできるだけいろいろなものは採掘いたしまして利用する、ことにできれば原料的に使用いたしまして、場合によつては燃料として使つていくことはきわめて必要なことである。現在におきましても天然ガスは大部分は石油の副産物として出ておりますが、その地方におきましてはいろいろな方面に利用されております。またそういう天然ガスの生産地におきましては、これが直接に工業用に使われる以外に、ガス事業者に供給されて、いわゆる燃料ガスとして利用されているものもかなりあるわけでありまして。今後におきまして天然ガスがきわめて豊富に出ます場合には、現在の石炭ガスに比べて比較的安く供給できるという点からいたしまして、この採掘につきましては、今後大いに力を入れるべきであります。ただ現状をいたしましては、天然ガスが出ます区域が一部に片寄つておりま

して、ことにガスの大消費地域であります京浜でありますとか、あるいは阪神地方でありますとか、こういう地区には天然ガスはあまり出ていないのであります。たゞ、東京の江東地区におきまして一部ガスが出ておりますけれども、これはまだその発生量等からいたしまして、十分タウン・ガスといはしまして供給できるほどの能力がないわけでありまして。むしろこれが相当量出ますと、ガス事業者がこれを買取るといふことも可能でございまして、そういう意味におきましては、東京瓦斯等の採取といふことにつきましてはかなりの関心を持つております。ただ天然ガスの採掘自体が、これは鉱業法あるいは鉱山法などの關係から鉱山局の所管に属してしまつて、その關係からいましては、ガスの所管局といはしましては、できるだけ緊密に連絡をとりまして、ガス事業者としてもこれを有効に利用したいといふ見地から推進してもらつていふやうな態度をわれわれとしてはとつていられるわけであり

るいは保安上の規定を守らせることによつて十分防止できるわけでありまして、今後の保安規定の十分なる運用によつて、こういう事故だけは最小限度にとどめることができるかと存じます。それから家庭等におきますガスの事故は、現在までのところは大体器具の不良というよりも、むしろ使用者の不注意というふうな例が多いわけでありまして、そういう意味におきましては、ガスの使用者に対して器具の使い方、あるいはガス自体の取扱ひ方につきまして、一層知識を普及するようにならねばならぬわけでありませう。これは特に現在でも各ガス事業者におきまして施設をいたします場合に、この使い方等につきましては、一応十分な注意を与えておる次第であります。今後ともこの点につきましてはさらに努力をさせるべきだと思ひます。

それから器具の点につきましては、先ほど申しましたように、現在器具の構造そのものが大きな災害の原因になつておるといふ事例は割合に少いわけでありませうが、ガス事業者におきましては、ことに東京、大阪等の大ガス事業者におきましては、ガス器具をこういふふうな危険から防ぐために、会社において検定制度をとつております。これは非公式な検定でございますが、会社の検定のあるものはまず安全なガス器具として推奨しておるといふふうなことをやつておられますが、これは別に法規で強制しておるわけでもなく、またそういう義務もないわけでありませうけれども、いわばガス事業者としてのサービスとしてやつておるわけでありませう。これが場合によつて行き過ぎ

ますと、何らかのガス事業者が特定のガス器具メーカーに対してフェアーを与えるというふうな疑いもないわけではありませぬけれども、現在のところそういうことはまず行われておらぬ、公正な見地から器具の検定をしておるといふふうにわれわれは承知しております。従つてこういうふうなことはやはり将来といたしましてもある程度有効なことではないかというふうな考えの次第であります。

それから原料炭の確保等につきましては、先ほど申しました通りいろいろ問題があるわけでありませうが、そういうものの救済策といたしまして、ガスの製造設備あるいは製造方法につきましても、一段の技術的な改善をはかる必要があるといふことはまづたくお話し通りであります。この点につきましては、官庁といたしまして、またガス事業者といたしまして、十分な関心を持つて研究いたしております。現在まである程度のことが行われておりますが、その具体的な内容につきましては説明員の方から説明いたさせます。

○吉田説明員 先ほどありました御質問のうち、二、三のこまかい点について申し上げます。

まず第一に最近におきますガスの事故の発生状況でございますが、昭和二十八年度はまだ集計が出ておりませんが、昭和二十七年年度におきましてのガス中毒で死亡いたしましたものが四十五名、それから重軽傷者が九十六名という数字を出しております。二十年の傾向といたしましては、この中毒死あるいは傷害者がお少し増加しております。おるような状況になつておりました。

十二月末までで死亡者もすでに五十名を突破しておるといふような状況でございます。この原因でございますが、これはガス事業者の方の責任と見らるべきものと、使用者の不注意といふものと二つにわかれるわけでありませうが、ガス事業者の責任となりませう。従つてこれは、ガスの導管が汚損したといふような場合がございませう。こういう場合にはやはりガス事業者の責任でございますので、こういうことを今度の工事基準なり、あるいは保安基準なりで押えて行こうという考え方をとつております。なお使用者の不注意といふ点につきましては、先ほどお話しがありましたように、最近住宅が非常に小さくなりまして、その上非常に空気の流通が悪い住宅が多くなつたといふ点で、ふる等におきまして生ガスを抽出して死亡するといふ例が非常に多くなつて参つております。これらにつきましては大いに使用方法につきましても、いろいろ啓蒙宣伝をやらなければならぬといふのと同時に、現在のところガスぶろ等につきましては、必ずしもガスの器具がいいとは言えな

いといふ点もございませうので、そういう点等につきましても指摘いたしまして研究を進めております。具体的な問題といたしましては、ガス事業者におきまして、ガス器具の研究委員会等がありまして、絶えずその器具の検定を進めておられますし、その結果いものはこれをとるといふ考え方をとつておられます。

それから第二のガスの供給もしくは製造の合理化方法といたしまして現在考えられておりますのは、先ほどお話ししましたように、冬のピークの調整をはかりましたために、どうしてもオイル・ガスというものを考えなければならぬといふ点があるかと、それから副産物として出て参りますコークスを利用いたしまして、水性ガスを発生させるといふことによりまして、水性ガスの利用をはかるという方法がございませう。それからもう一つは一般炭を利用いたしまして、これを完全ガス化するといふ方法がございませう。これは欧米におきまして非常に検討が進んでおりました。わが国におきまして二十年くらい前から検討はいたしておるのでございませうが、まだ適当な結果が出ておりませぬ。ただこの五月の半ばごろ、ジュネーブにおきまして、この完全ガス化の問題を世界的な問題として取り上げまして、国際会議が開かれました。現在最も研究が進んでおりますのはフランスでございまして、フランスにおきましてはどうかこれを工業化する方法の端緒を見たといふようなことも聞いておりますので、実はこれにも技術者を三名派遣することにいたしておりました。その応用等につきましても、早急に進めて行きたいといふふうに考えております。なお現在のところ供給設備といたしましては、導管の大きさが限られておられますので、導管を大きくしなければならぬといふことが非常に大きな問題になつておるわけでございますが、これを現在以上に高圧のガスを送りますと、同じ導管でも多くのものが送れるといふふうな点で、高圧輸送をどうするかという問題とか、あるいはまた現在各家庭には三千六百カロリーのガスを供給しておりますが、これをもし四千二百カロリーといふようなガスで供給いたしますれば、同じ

設備をもちまして供給量をふやすといふことができませんので、こういう面につきましても、何らかの具体的方法がとれないかといふような点につきましております。こういうものが全部うまく参りますと、設備費等につきましてもずいぶん安価のものになりまして、コストの切下げには大いに役立つのではないかと、その研究を進めておられます。

○笹本委員 ガスの問題は、これは燃料としてとかく独占の事業になりやすい関係であります。今いろいろ説明がありましたが、特にサービスあるいはその供給の面において監督を厳重にやる、またガスは今お話しがありましたごとく、その使用の關係によつては非常に危険率が多い。主として家庭の死亡等が非常に多いのであります。しかもまた工業の躍進におきましてもガスは非常に必要なものでありますから、非常にその点留意してやつていただきたい。

最後に一点、本法案について見ますると、あまりに中央集権に過ぎるやうに批判され、また不満の声があるのであります。すなわち都道府県知事の権限を制限して、わずかに土地の立入り許可権、植樹伐採の裁定権のみが残されておるようでありませう。すなわち工作物の保安監督、災害対策、事故の事後措置について監督権限を認めないといふので非難の声があるのであります。これについて政府の所信を伺いたしたいと思います。なお供給地域とか供給の規定料金の問題などについても地元あたりでは非常な不満の声があるように思つておりますが、そ

の点につきまして一点だけ御答弁願つて私の質問を打ち切りたいと思ひます。

十分実情を検討いたしましたして、この政令を出したいというふうに考へておられます。

○中島政府委員 地方に対する権限委任の問題であります。現在の公益事業令におきましては、ガスの製造設備をつくりましてそれを使用するとき、使用許可の権限を県知事に与えておられます。今度の法律案におきましては、設備の設置の許可はあらかじめ通産大臣にもらうわけでありまして、その工事が終了後実際にそれを使用し始めるときには、さらにまた許可を受けさせる必要はなからう、こういう見地から、使用許可の制度は本法の条文から削除いたしてあります。これは手続の簡素化の面からあるいは実際の関係からいいたしても必要でないと思へたのであります。その点は今度の法律には制度上盛り込んでおられません。従つて、従来その点に關しまして都道府県知事が持つておりました権限がなくなつたわけでありまして、それ以外の点につきましては、従来府県知事はガスの事業の監督につきましても何らの権限はなかつたわけでありまして、従つてこの法律によりましては何にも地方の権限にまかされておるものはない、こういう不満があるようであります。しかしこの法案の五十二条にございまして

それから供給規程あるいは料金規程につきましての権限が地方にないという御不満に對しましては、一応ごもつともでありまして、大体こういう一般的な規定あるいは料金というふうなもの、国全体の見地から検討する必要はある、こういう趣旨から、今後におきましても大体原則的には中央で決定するようになつていまして考へておられますが、しかし電氣と違ひましてガスは業態からいいたしても地方的なものがかなり多いのでございまして、場合によつては料金等につきましても地方に委譲するということも考へられないわけでもございせんけれども、ただ制度上におきましては、料金の認可をする場合には公聴会を開きまして、十分地元の見解を聞けるようになつておりますので、必ずしもこれを地方に委譲いたしませんでも、中央において十分地方の実情を把握することが出来る建前になつておりますので、この点もお検討の余地はございましてけれども、制度上ではこういうことは中央でやるべきだというふうに考へております。

○通商産業大臣の権限に屬する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。[こう]いう条文がございまして、この法案の各規定の中で必要なものは地方に委譲する意思を持つております。ただ通産局長と都道府県知事といずれの規定をいずれに委譲すべきかということにつきましてはまだ成案ができておりませんので、今後

○笹本委員 さいぜん私の質問しました中に、進駐軍占領後二、三年後に、私どもの郷里の群馬県に石油鉱脈があるということを新聞で発表しておるのではありません。それに対して、その当時何か通産省はこれに呼応して調査したか、あるいはまたその当時その新聞に出た問題について実際に向うとの關係においてそういう交渉を受けたか、あるいはその後また通産省においてそれ

に對して調査をしたかということをお調べの上、きよらでなくともよろしゅうございまして、報告を願ひたいのであります。以上であります。

○中島政府委員 ただいまの点は鉱山局の所管でありますので、後ほど鉱山局に連絡いたしまして、その方からお答えいたします。

○大西委員 それでは次回は明後五日午前十時より開会し質疑を継続いたすことといたしまして、本日はこの程度にして散会いたします。

午後零時四十六分散会